



島根県報

令和3年9月17日（金）

号外 第 103 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【人委規則】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 2

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第122号）

1 規則の概要

- (1) 本庁の組織に、室長を補佐し、事務の総合調整を図る室長代理の職を置くこととした。
- (2) 地方機関の組織改正を次のように行うこととした。

部	事務所等	改正の概要
土木部	雲南県土整備事務所	土木工務部に災害工務スタッフを設置

2 施行期日

令和3年9月21日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第122号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項の表課の項の次に次のように加える。

室	室長代理	室長を補佐し、事務の総合調整を図る。
---	------	--------------------

第64条第2項の表雲南県土整備事務所の部土木工務部の項中「土木工務第三課」の次に「、災害工務スタッフ」を加える。

附 則

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月17日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「課長代理」を「課長代理 室長代理」に改める。

附 則

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和3年9月17日

島根県人事委員会細則第3号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中 「課長代理」 を 「課長代理
室長代理」 に改める。

附 則

この細則は、令和3年9月21日から施行する。